

## 地神信仰の地域的変異について

梅原達治

### はじめに

北海道に「地神さん」と呼ばれる習俗がみられる。これは明治以降、他府県から移住した人びとが、故郷の文化の一要素として開拓地にもちこみ定着させるとともに、地神習俗を知らなかった近隣の開拓民のなかにも伝播していったものと考えられる。地神信仰は北海道の開拓地全域に普及してはいないが、これが北海道の農業神のなかで比較的顕著な地位を確立していった思想的・社会的背景の解明は北海道を知るうえでの興味ある課題の一つであるといえよう。北海道の地神塔の状況をみると、その塔の形式が多様性を示していることがわかる。しかし、それをやや詳細に観察すればそこにも多少の地域性をみることができる。

たとえば、後志地方虻田郡ニセコ町内の地神塔は「醮儀型」と呼ぶことができる五神号Ⅱ五角柱の地神塔を中心に行っている。（梅原4、三八頁、梅原1）また、日高地方新冠郡新冠町および静内郡静内町には「社日」の文字塔が多数みられる。（新冠、三一―六頁など）これはほんの一部分を抽出したものであり、各地の石塔（木碑を含むことがある）の形

状は雑多な様相を示している。とはいえ、個々の塔が現在の様相を示しているのはそれぞれの状況があり、その状況を把握すれば地神塔の地域性の把握がより確実になり、さらに、他地域の地域性を考察する手掛かりを提供することもあり得よう。例示した新冠・静内地方は庚午事件後、新冠・静内両郡支配を命じられた徳島藩洲本城代稲田家家中によって開拓された地域である。一八八〇年に渡道した旧武士団がどれだけ農民と文化を共有したか不詳ではあるが、後述のように稲田家の支配した淡路は徳島藩の一七九〇年の布告により、全島に醮儀型地神塔が造立された。しかし、この塔を「地神」と呼ぶ阿波とは異なり、淡路では「社日」と呼んでいた。淡路から北海道への移民が多く、あたかも洲本の城主のような地位を占めた稲田氏の移住もあり、淡路島民の北海道への関心は比較的強いように感じられたが、そこできかれた言葉の一つに「北海道では社日さんを木で作るのだそうですね」というものがあつた。この言葉がどの時代の北海道の状況を指しているのかはわからないが、開拓期の北海道で高い加工技術を要する五角柱の醮儀型地神塔を造立することは困難であつたと思われる。(梅原<sup>2</sup>、六七〜八頁、七三頁、平山、六八六、八一六頁)このような状況で比較的造立の容易な「社日」文字塔が築かれるようになったという一過程も推測される。

「醮儀型」という名称を使用するのは、その形式が、大江匡弼著(一七八一年序)、『神仙靈章春秋社日醮儀』(以下『社日醮儀』とする)によって示された形式であることによつていふ。そのためにこの形式の地神塔が普及したのはその後のことであり、その状況の把握は比較的容易である。しかし、農民のそれに先行する信仰も地神信仰に影響を与えていふと考えられる。その点について、先学の労作はきわめて貴重な知見を提供している。本稿によりわずかでも、わが国の地神信仰に影響を与えた諸要素を整理して、地神信仰の理解を深めることができれば幸いである。

## 一 地神信仰の普及の形態

## 1 阿淡型

阿波・淡路での地神＝社日信仰の導入についての意見はほぼ一致している。すなわち、徳島藩主松平(蜂須賀)治昭は一七九〇年、各村浦に地神祠を奉斎させ、庄屋たちに斎主を務めさせたという。(金沢、三〇〇頁)このとき、『社日醮儀』に従うよう指示したと考えることができる。(梅原1、七八～八二頁)つまり領民は明確な指示が権力者によって与えられ、その威令のもとに地神塚を築き春秋の社日祭を就行したと考えられる。塔の紀年銘からみても、造立にあたっては種々の経緯があつたことが想像されるときも、その形状に多くの変異がみられる。(阿南1、2)個々の塔が独自性をもつようになる要因も興味のもたれる課題ではあるが、のちに述べる相模地方など他地域と比較した場合、その均質性はきわめて高いといえることができる。

地神塔の造塔が、阿淡両州と同様な状況のもとに行われたと考えられるのが千葉県印旛地方である。(梅原5)ここにおいて『社日醮儀』に準拠したことを明確に示す資料はみられないが、塔の形状からみて、現在の知見では他の儀軌によつたことは考えられない。また、その造立を促したのが、一七九一年藩主堀田正順の命であるという記述が散見されていることから、この地方が徳島藩とほぼ同様の状況であつたと推察される。

また、島根県東部にも多くの醮儀型社日塔がみられる。詳細な調査は行ってはいないが、同地方、すなわち出雲国内には均質的な社日塔の分布がみられるようである。しかも、伯耆、石見地方にはみられず、南方の備後地方には別形式の地神塔がみられ、(黒田、四四頁)その範囲はほぼ限定的であると推定される。この地域と松江藩の版図とが一致するかどうか正確にはわからないが、やはり、松江藩主、松平家の何らかの影響力の行使を考慮することができる状況を呈している。

徳島藩において、藩主が地神祭祀について布告を発したのは、徳島城下富田八幡宮祀官早雲古宝の進言によるとされている。(金沢、三〇〇頁)これと平行する状況において佐倉藩主に進言したと想定される人物として、麻賀多神社の太田出雲守、宗像神社の香取摂津守、春日神社の斎藤対馬守の名があげられている。(平岩、一七頁)筆者は前稿において、同一状況をもたらしたと考えられる要因として藩主間の情報の交流を挙げたが、(梅原5、五九〜六〇頁)佐倉藩におけるより明確な資料が提出されるまでは、藩主間の交流の可能性についての仮説は撤去しないでおきたいと考えている。それは江戸末期において堀田氏と松江藩の松平氏との間にも、きわめて緊密な関係が見出されるからである。特定の関係がみられる大名領において、領主が関与したかもしれない共通の事象がみられる場合、領主同志の交流を考慮することはありうることであろう。広島県福山市周辺にも醜儀型地神塔がみられる。この造立に国学者が関与したことが示唆されている。(石田、五八頁)しかし、この地域には別形式の地神塔も多く、他の要因の介入も考えられる。(黒田、四三頁)また、岡山市から備前平野付近には江戸末期に造立されたとみられる醜儀型地神塔が分布している。(三浦、一三五頁)ここに岡山藩主や国学者あるいは祀官たちがどのように関与したのか、いまのところ手掛かりは得られていない。この場合も、ここで独自にこのような形式が案出されたと考えるよりは、『社日醜儀』を入手した宗教的あるいは政治的権威者の活動が、醜儀型地神塔造立の契機となったと考えるほうが蓋然性は高いように思われる。このことは関東平野に類似性の高い形状の石塔が孤立して分布しているのみならず、たとえば、兵庫県内の淡路島以外にみられる二基の醜儀型社日塔についてもあてはめることができよう。すなわち、氷上郡青垣町栗住野、芦井神社境内と美方郡温泉町今岡、熊野神社境内のものである。(神戸、一二四頁)このような遠隔の地に散発的に同一型式の造塔がみられることは、いかに共通する思想的・学問的背景があり、その可能性は否定できないものの、醜儀型社日塔の独立創案説を現実の場にあてはめることには躊躇せざるをえない。

埼玉県児玉郡美里町および児玉町内に一六基の醮儀型社日塔がある。(梅原2、3)ここでは『社日醮儀』の儀軌を踏まえて、それぞれ独自の様式を競っているように思われる。この地方は江戸時代代官により細分されて支配されており、どのような人物により『社日醮儀』の教義がもたらされ、普及されたのか不明である。ただ、郡境を越えた秩父郡皆野町出牛に正面に『社日醮儀』が示す五神号を陰刻した自然石の社日塔がある。(大護2、四九四頁)このことは、児玉郡内の均質性と比較した場合、郡内には強い規制力が働いていたことを示唆するものかも知れない。また、ほぼ児玉町に接する群馬県多野郡鬼石町下三波川に醮儀型地神塔がある。(大護1、一〇六頁)皆野町の社日塔が路傍にあるのに対して、鬼石町の塔は神職の宅地内にあり、北向きの五角柱である。前者は農民が児玉郡内の社日塔の一部要素を抽出して造塔したのに対して、神職は儀軌に則して造塔したというような状況も考えられる。香川県でも、徳島県に接する西部に地神塔はみられるが、神号などにおいて、徳島県に比して、その多様性、つまり、儀軌に照してみた場合の恣意性は強いという印象は避けられない。

注

- 一 芦井神社の境内神社に地神社(波仁山比女命)がある。(兵庫 庫、上―九五五頁)また熊野神社では三月と九月の社日に社日祭を執行する。(兵庫、下―七三二頁)

## 2 相模型

神奈川県内にもいくつかの醮儀型地神塔がみられる。これらは前項で述べたような共通する形状の塔が群落状に分布しているのではなく、偶発的に散在していることができる。地理的空間を無視して共通の形状のものが散在することは、直接人間の移動にもなわなくても書籍などによる觀念の流通様式が、文明の進展につれて出現し、その一例が醮儀型地神塔の分布にみられるといえよう。そして、児玉地方や印旛地方、さらには阿淡兩州をそれぞれ一地域と考えた場合、全国にその觀念がこの様式によって分散されたということができよう。ほぼ単独に存在する場合と、群落状

に存在している場合の相違は巨視的には伝播様式は原則的に同じであるが、その定着様式に相違がみられたということができよう。この定着過程にどのような人物が介在したか、あるいはその地域が如何なる状況にあつたかというようなことが問題になり得よう。

前述のように淡路島以外の兵庫県内に二基の社日塔が知られている。そのうち、温泉町熊野神社境内の社日塔は写真によれば神徳を冠した神名を刻んだ醮儀型のものである。つまり、神奈川県下にみられる醮儀型地神塔の伝播様式が兵庫県内にもみられるといえるのではなからうか。

さて神奈川県下には醮儀型以外の多くの地神塔が存在している。その分布は東京都町田市を含んでおり、神奈川県東側や北側においては同県を離れるほど次第にその数は少なくなるという。(松村<sup>3</sup>、二〇頁)ここではとりあえず、この地方のことを相模地方と呼ぶこととする。この地方の地神祭祀は春秋の社日にその年の五穀豊穰を祈年し感謝するという点を基本的な観念にしているとみられ、これまでみてきた地神祭祀と同様のものと考えることができる。しかし、梅『社日醮儀』が社壇を作り社日に祭ることをその特長としているの<sup>二</sup>にたいし、この地方の地神祭祀は造塔を必要条件とはしていない。醮儀型地神塔を祭る地方で五角形の木柱を立てていることを見受けることがあるが、これらは経済的理<sup>一</sup>由などにより、石柱の造立が不可能な場合で、あくまでも臨時的な措置であつたと思われる。相模地方では一般に「ヒョウゴ」と呼ばれる掛軸(本稿では引用を除き表具と記す)を掛けて集落や講の成員でお日待ちをおこなうようである。藤沢市内の二〇基<sup>一</sup>の地神塔について、「現在の藤沢市は旧三カ町、二十八カ村、一島から成り、各町村殆んどが地神講をもっていた筈であるから、一村一基としても、もう少し在つてもよさそうである」と記述されている。(服部<sup>1</sup>、四七頁)しかし、これは地神祭祀の普及状況からみた未発見の石塔への期待を述べたものにすぎず、個々の講がそれぞれの塔を備えている状況にあることを述べたものとは思われ<sup>二</sup>ない。藤沢市内の地神講のなかから地域性を考慮して抽出され

た八地区の講のうち、村岡小塚地区には定まった本尊がないとされている（服部1、三九頁）が、他の講はすべて表具を本尊としており、これが一般の状況であると想像される。表具が本尊とすれば、地神塔のもつ意味は『社日醮儀』の示す石柱と基本的に本質を異にしているようである。大和市上和田の左馬神社の相模で最古の地神塔の一つである寛政三年（一七九一）の具像塔の側面に「地神供養」の文字がみられるほか、これに類する刻銘はいくつかあげることができ（松村3、三三頁）、西俣野の御獄社に文化三年（一八〇六）奉納された水盤に「堅牢地神供」の銘がみられる（松村3、三九頁）ように、石塔も回向の表明として造立したものと考えられている。

またその意匠であるが、藤沢市柄沢の柄沢神社の武神の文政一三年（一八三〇）塔（松村3、図版I、11）は神礼寺印施にかかる表具を忠実に模したものであるといわれている。（服部1、五二頁）神礼寺はさきの御獄社の別当で、明治維新後廃寺となっている。神礼寺の印施になる地神像（服部1、図版三、四、三八頁、図一、五四頁、図八）は何度か改版された模様であるが、その最後の版と思われるものが御獄神社の祀職嶽山家に伝えられている。（服部1、四〇頁、五三頁図七）この表具は藤沢市およびその近接地域に広布している。神礼寺の寛政八年（一七九六）に再鑄された梵鐘には「御嶽大権現 堅牢地神御宝前」とあり堅牢地神にたいする地元民の信仰がうかがわれるとともに、（服部1、五五頁）廃寺後も御嶽神社の祀官は各地を廻っていたとのことである。（伊東、七一頁）また藤沢市遠藤松原で使用されている表具の下部には「相羽高座郡早川邑（現・綾瀬市）峯光山等覺寺印施」とあり、また愛甲郡清川村煤ヶ谷の法輪堂の地神講で使われる女神像の木版刷りの表具には「地神尊御像、相州大住郡石田村（現・伊勢原市）鏡智院」とある。（伊東、七〇〜七三頁）このように、この地方ではいくつかの寺社が地神信仰に関する活動をおこなっており、堅牢地神の功德を説き、それを祀らせたものと思われる。地神塔の文字塔は「堅牢地神」が主体であり、さらに、藤沢市善行、善行稻荷祠の堅牢地神の具像塔の廟の銘に「地神社」がみられ、（服部1、四八頁）また、神礼寺が地神坊として知られて

いた(伊東、七一頁) ように、この地方の地神信仰は堅牢地神信仰に発するものであることが理解されよう。

注

外なく、部落ごとに造立が行われている」という記載もある。

一 この論文では一九基をとりあつたと述べた箇所もある。(松村2、四二頁)

二 地神の掛軸に「相州高座郡早川村早川武朝版元」としたものを拾い出せば、二〇基以外に四基はあるようである。(伊東、七一頁、松村1、七三頁、松村3、三四頁、図版II-35) のもある。(和田正洲、一九四〇五頁)また、地神塔に関連して、「その掛軸はかつて西俣野神社や芹沢の宝沢寺(共に廃絶)

三 「旧鎌倉郡・高座郡・中郡・足柄上郡などでは、ほとんど例で発行されていた」との記述がある。(茅ヶ崎市、三七七頁)

二 金光明最勝王経

治 堅牢地神についての詳細は仏書に譲るが、神礼寺印施の堅牢地神像の上部には「金光明最勝王経堅牢地神品」のうち衆生哀愍・農業守護の神としてもつともふさわしい部分を抄出し刷り込んである。(服部1、五三〇四頁) 藤沢市遠藤松原の地神講で使用されている早川村等覚寺印施の表具の像容は神礼寺発行のものと酷似しているが、神礼寺のものよりさらに短縮した地神経が引用されている。(伊東、七一〇二頁)また、足柄上郡開成町金井島の地神塔は「南無大金光明最勝王経福塔」の文字塔であり(開成町、三七頁)、相模原市田名の昭和二六年(一九五一)に書かれた地鎮講の表具には、神礼寺印施の表具とほぼ同じ経文がある。(相模原市2、三二頁、三三三頁)このように相模地方の地神信仰は最勝王経の教えに依拠している面が強くみられる。さらに逗子市桜山の安政六年(一八五九)塔には「金光明最勝王経 堅牢地神塔」とあり、(石川1、七七頁)その関連を如実に示している。最勝王経には旧新二種の訳があり、旧訳四巻は天平年間(七二九〇七五〇)に伝写されたが、弘く用いられた新訳十巻本は、仁王般若経と法華経と併せて護国の三経と称し、南都三会のうち御齊会並に最勝会の講説には新訳が用いられた。また持統天皇八年(六九四)五月金光明経百部を諸国に送置し毎年これを読誦して国家の安寧を祈らせた。また聖武天皇天平一三年(七四一)に諸国に命じて金光明最



勝王経と妙蓮華経各十部を写された。これが国分寺の成立を見るにいたる要因であり、国分僧寺の名称を金光明四天王護国之寺としたことは金光明最勝王経の功德にあずかるものとされている。(服部1、二七頁)奈良市十輪町の十輪院の経幢の右幢は最勝王経の、また左幢は法華経の品名を連刻してある。(服部2、六二四〜五頁、図一四五)

後世、民間にひろく堅牢地神が信仰されるようになったのはこの堅牢地神品に説かれたこの神の神格と利益を欲求したことによるもので、密教において、平安朝末ころ、地天法がおこなわれ、「得福寿智」、「五穀豊登」、「蚕養成就」、「福神来集」などの修法が『覚禅鈔』で明らかにされている。堅牢地神はもと十二天一群の中において十二天供という修法をもつて供養され信仰されて来たが、やがて水天、毘沙門天、伊舎那天、梵天とともに単独供養されるようになったのは平安末期のことと推測され、(服部1、二九〜三一頁)群馬県佐波郡堺町の中澤廣勝氏は地天を含む十二天曼荼羅板碑を所存しているという。(服部2、四六六〜七頁、五九図版左)

民間に滲透した最勝明経の堅牢地神信仰から農民にもっともふさわしい神徳をもつ地神信仰が組み立てられたのか、農民の抱いていた素朴な作神信仰などの宗教職能者が最勝明経で補強したものか興味のある点ではあるが、このような両極に視点をおいた問題の設定は推定を重ねることになるので、現段階では職能者の農民にたいする働きかけの資料の収集に努めることが必要なことと思われる。

宮城県亘理郡亘理町や伊具郡丸森町では社日まいりといって七つの鳥居をこの日くぐると願い事がかなうといわれている(竹内、一二二頁)。和歌山県では春の社日に老人達は連れだつて近在の神社を巡つて七つの石の鳥居をくぐる。帰りは鳥居をくぐらずに別のみちをとつて帰る。そうすると中風にならないという信心があり、那賀郡では「オトモ」と呼ばれている。(野田、一三〇頁)さらに、高知県幡多郡大方町では農民たちが当屋に集まり種籾の交換をして飲食するなど、幡多地方には氏神社に集まつて種籾の交換をして飲食しているところがある。(坂本、二〇二頁)このように、地

神祭祀のおこなわれる社日に種粃の交換をしたり、七つの鳥居をくぐると中風にならないとか蚕があたる、願い事が叶う、苦が抜けるなどの風習は、堅牢地神品に説かれ、また『覚禅鈔』の「地神法」に示されたこの神の神格ないしは利益を願求する世俗的な信仰の表現と考えられている。(服部1、三二頁)

地神が土地の神であり、必ずしも農業そのものの神でなかったことは、藤原忠実が築地建築にさいしての地鎮儀礼に用いた永久五年(一一一七)の「地神供祭文」(東京大学、三五五〜六頁)に示されており、寛永十一年(一六三四)の松岡山東慶寺(鎌倉市山の内)の棟札に堅牢地神の名がみられることが知られている。(蘆田、二二一頁)また現在知られている最古の堅牢地神塔は群馬県館林市堀工の青竜山茂林寺の墓地の元禄七年(一六九四)の具像塔であり、そこには「奉造立堅牢地神尊像永久寺内鎮守、元禄七年、願主現住宥性」とあり、農民の豊作への祈願に直接結びつくものではない。これも地主神的性格を伺わせるものである。(大護3、五〇二頁)藤沢市内の例示された八地神講中の五講が「ジ

表 相模原市内の地神講の名称とその講数

名称	講数	名称	講数
地神講	22	社日講	3
地神講(社日講)	1	社日講(地神講)	1
地神講(稻荷講)	1	社日講(稻荷講)	1
地鎮講(社日講)	1	みのり会	1

たとえば、十軒村地神講など、村名などを冠したものは、村名などをとり地神講として数えている。

(相模原市2、三〇〜四頁)

シンサマ」と呼ばれているが、三講は「ジチンサマ」と呼ばれている。(服部1、三五〜四一頁)これは音韻の転化に由来することも考えられるが、地鎮様の意識がないとも断定できない。相模原市の地神講(社日講)のなかに地鎮講と名乗る講が五講みられる。(表)

また、小田原市風祭では三月の彼岸に稲の穂をくわえて来て九月の彼岸に帰る百姓の神をまつる講は地鎮講と呼ばれている。その東部落地鎮講の掛軸は正覚寺型と分類される堅牢地神像とも推定される。なお、中の丸塚に地神講の自然石の「地神鎮座」の文字塔がある。(広瀬、他、五、一六、一九頁、図四)。

## 三 社 日

相模地方にみられる農民の地神祭祀が最勝王経の堅牢地神品信仰から発展したと考える場合、その源初の教義と背馳する要素にその祭祀日があげられる。この地方でも一般に社日が地神祭をおこなう日として認識されているといえよう。農民が社日に作神として地神を祀ることは社日のあるべき姿ではあろうが、最勝王経は地神の祭祀日を白月（太陰曆の朔日から十五日まで）八日としており、（春日、一五三頁）、阿婆縛抄（仏書1、二一八頁）も覚禅鈔（仏書2、二三四頁）もそれを引用している。（服部1、三二二頁）

八日は「コト八日」などといわれ、八日が特殊な日とされている地方がある。（森口、二六〇頁、倉林、二二八〜九頁など）島根県内出雲地方の東北部では旧二月初旬に「コトの日」があるが、二月七日、二月二十八日、三月一日、三月五日などその日は一定でなく、旧二月上旬のよい日を選ぶところもある。（石塚、二六〇頁）また、福島県ではこの一月と二月の八日が地神昇降の日であり白を鳴らす（和田文夫、三〇三〜四頁）、栃木県の地鎮、福島県や茨城県の田の神の観念と類似しており、その習俗は作神の去来と共通するものである。（梅原3、一〇七頁、一〇九頁）さらに、香川県では百々手（百手）をおもに旧二月一日（タロウツイタチ）におこなうが、この日を社日、中の日という土地もあるという。（市原、一〇〇頁）以上の例から読みとれることは、強力な政治的、社会的影響力を受けない民俗的習俗においては、その要素の一部が変更するという現象はさして特異な事象ではないということである。

群馬県では社日講の一例として勢多郡東村春場見があげられており、「農家がめいめい十月十日藁筒の中に団子や餅を入れて地神さんに進げる。このとき、「十日夜、十日夜、大麦あたれ、小麦あたれ、三角畑の麦あたれ」などと唱える。（直田、一三三〜四頁）栃木県では、「……秋は社日と十日ん夜が結びついている。……地神をまつる行事は旧暦十月十日に行われてきた」と述べられている。（日向野、三一頁）また岩代の南会津では、地神様の儀礼をおこなう日は二月一

○日であり、神が降臨されるのは社日であるという。(武田、三〇二頁)

そして、その内容を検討すれば、いわゆる民間伝承における特徴をみることができるといえる。たとえば、新潟県では田の神と山の神を同一神と信じている地方と田の神と山の神が交代されるというところがある。交換すると考えている場合、三月十六日ころ里に降り、農民の守護を司り、一〇月一六日に山に戻るとするところが多いが、初午の日に降りてくるとするところもある。南漁沼郡では田の神は二月八日のコトハジメの日に来臨し、一二月八日師走八日(コトオサメ)に去るとも伝えられており、また、南浦原郡下田村その他では春秋の社日に昇降するとしている。(佐久間、一八二、一八五、二一三頁)これとほぼ同様の事情は宮城県においても記載されている。つまり山の神、田の神の去来は春秋の社日や恵比須講、また一二月と二月の八日におこなわれると語られている。(三崎、一三三頁)つまり、社日もコト八日もある地域においては同じ役割りを果しているのである。この例は暦のなかの別個の日のうちの一つが何らかの特定の役割りを荷ったことを示しているが、一定の暦日が暦に定められた日にあてはめられるとも限らない。和歌山県日高郡ではヨウカコト(八日事)と呼ばれ二月八日に小麦だんごを作ってナンドの神のオエベツサンに供えるが、伊都郡では一カ月おくれで三月一五日に、有田郡清水町杉野原では彼岸のお中日に、握り飯三つを藁で包み、家族中の箸を萱で編んで柿の木に吊るし、あるいは竿の先にかかげて鳥に与える。(野田、二二八〜九頁)社日は一般に彼岸の中日に近き戊の日とされているが、これもある程度の振幅はみとめられているようである。滋賀県神崎郡永源寺町小椋谷の蛭谷では彼岸の初日をネハンサンというが、シャニチ(社日)のことと解されている。(橋本、二五〇頁)このような例を引用するまでもなく、特定の役割りを担う日が移動することは十分に考えられることといえる。

また、鳥取県では相当に重要な日と目されるコトの日が、二月朔日から三月二八日まで、その日がまちまちである点が指摘され、「それは暦の知識に拘束されない、地域ごとの農事暦上の正月とでもいうべき日ではなかったかと思われる」

との見解が示されている。(坂田、二五三頁)相模地方の地神祭祀が二月八日、あるいは各月の八日におこなわれていることを示すものは管見にはない。しかし、地神祭祀が八日におこなわれていたものが、春秋の社日におこなわれるようになることは十分にありうることである。さらにここで指摘しておきたいことは、鳥取県での見解を否定するものではないが、ある行事の起源が忘れ去られ、何の拠り所もなく、在来の慣習のみでおこなわれていた行事が、暦の知識や宗教職能者集団の専門的な教義体系に拘束される機会は日本の農村においてしばしばあり得ることであり、その例の一つが相模地方にみられたものとも思われる。

全国的にみられる二月と一二月のコトの日が最勝王経の教義によるものかどうか不明ではあるが、相模地方においては現在地神の祭祀と社日は完全に結びついておこなわれるようにおもわれる。秦野市西沢に「天社神」の文政二年(一八一九)塔がある。天社神は天神・社神ということとも考えられ、后土神とともに相模以外ではみかけられない地神である。(清水、一一六〜七頁)このことは特定の教義をもった宗教者の影響が限定された地域に特定の石塔を造立を促した結果と考えられる。この天社神を天赦日と結びつけた考えもある。つまり暦注のなかで社日と天赦は数少ない吉日であり、これが結合して天社神になった可能性の指摘である。ここで興味深いことは天赦日が毎月八日であると考えられたこともあり、堅牢地神の祭祀日と一致している。「天社日嫁おしい事おしい事」という古川柳が引用されているが、コト八日と共感する心情が当時あったのかとも考えたくなるものがある。(川口1、一八七〜九〇頁)

島根県石見の日原で地主様または地神(じしん)と呼ばれる神は土地の神であると同時に両手に穀物の種を持っていく農業神であり豊作を願う神である。そして祭日は一月八日とか春の社日のころである。この地方では、秋には座頭さんが地方様の掛軸を持って訪れ、琵琶にあわせて金光明最勝王経や地神経を唱える。(島田、一九二頁)このような状況から、同地方の地神信仰は最勝王経の教義を正面に掲げたものではあるが、相模地方とは別途の発展を遂げたものと思

われる。佐賀県の地神については金光明経に説かれた堅牢地神に当たるものかとの示唆がある。(市場、一三七〜八頁)

以上触れてきた点について、興味ある問題が多くみられるが、取りあえず必要な点は可能性の追求ではなく、具体的な事実の発見とその意義づけであろう。

## 考 察

梅原達治

日本各地の農村にみられる多くの民間伝承次元に分類される事象は、ただたんに農村において農民が先祖から受け継ぎ子孫に傳えていっただけの過程をもつものであるまい。これらの社会は外界から多くの衝撃を受け、また外界に働きかけると同時に、それぞれの集団のなかで、多くの個性が衝突し、また協同して現在に及んでいるのである。そのなかで、日本各地での外部からの働きかけはかならずしも一様ではなく、同じ働きかけがあつたとしても、それにたいする反応は一様ではあり得ず、それぞれの社会はそれぞれの姿をもつにいたつた。ここでとりあげたいのは、民間信仰といわれる事象に及ぼす外部からの力の大きさについてである。筆者は前稿において、阿淡地方と印旛地方との社日塔の比較を試みた。(梅原5、四一〜九頁)江戸時代を通じて、阿波国の全土を領有していた領主が、その全土に対して発した布告の力がいかに強力であつたかということは、印旛地方と比較したとき明瞭にみることができる。このような大きな影響力が発動された場合、従来のそれに類する信仰と無関係にその行事は実施され、その変更が指示されない限り、影響力は持続されるものと想像される。これにたいして、相模地方では、有能な宗教職能者が、時代の潮流のなかから何かを読みとり、堅牢地神信仰の普及に乗り出したものようである。この際、この職能者が利用できるものは教団の權威を背負つてはいたであろうが、教義を納得させる個人的資質以外とりたててあげるものはなかつたと思われる。彼等

は、農民層の抱いている思想や観念や習俗を利用し、部分的な否定や置換によって教線の拡大を計ったものと思われる。地神信仰と社日は基本的には別個のものである。地神信仰体系に社日がいりこんでいる。相模地方に醮儀型地神塔が造立されるようになったのは社日が地神信仰と結合してからではあるまいか。千葉県海上郡海上町の三基の醮儀型社日塔は堀田氏の御達により造立されたと思われるが、(梅原5、四七〜八頁)これらはおそらく古い形態の、そして同地方で広くおこなわれていたであろう田ノ神祭祀の一つ型式とみなされている。(服部重蔵、四七、四九頁)

秦野市今泉では「春、秋の社日に地神講をやった。山の神さまは春、里に降りてきて、秋には山に帰っていくといつて、春の地神講には天社神をまつり、秋の地神講には午土神を祀る」といわれている。(秦野市、七四頁)同一名称のものも同一構造のものも同一の性格を示すものとはかぎらないし、また名称が異つていても、あるいは別の暦日におこなわれる行事も、ほとんど同じ要素を内蔵し、おなじ思想でおこなわれることがある。これら明確に、あるいは微妙に異つた要素で構成される現象を比較するとき、どのような歴史的・社会的背景のものに、集落が、あるいはその成員がどのような行動をしてきたか、具体的に解明されることが期待される。

注

一 今泉の地神塔として、「后土神」(川口1、一八三頁)ある

いは「土后神」(川口2、一八三頁)の記載もある。

## 謝 辞

前稿(本紀要二七)の発行後も、埼玉県や千葉県における多くの情報を寄せていただいた。これらのことについて触れなければならぬ点があるが続稿において取り上げたい。貴重な資料を世に出された著者・編集者のかたがた、有益な御意見を賜った方々にたいして深い感謝の念を表したい。なお本研究は昭和六〇年度学校法人札幌大学研究助成費に

よるものである。

文 献

蘆田伸人(編)、一九五七、『新編武蔵國風土記稿』一〇一一、  
(一一は一九五八)、雄山閣。

阿南市婦人ボランティア活動文化財愛護コース(編)、『地神さ  
んの調査』、同市教委。

- 1 一九八〇、その一。
- 2 一九八一、その二。

石川博司

- 1 一九七六(三版)、『地天』、庚申懇話会(編)、『日本石仏  
事典』、雄山閣。
- 2 一九八二、『地神塔の全国分布』、『日本の石仏』二二。

石田一成、一九八四、『備後の地神塔』、畠中 弘、他(編)、『日  
本の石仏』三、国書刊行会。

石塚尊俊、一九七三、『日本の民俗 島根』、第一法規。

磯貝長吉(執筆)、一九六九、『横浜市文化財調査報告書』六、  
横浜市教委。

市場直次郎、一九七二、『日本の民俗 佐賀』、第一法規。  
市原輝士、一九七六、『香川県の歳時習俗』、永沢正好、他、『四  
国の歳時習俗』、明玄書房。

伊東重信、一九八二、『像を伴う地神塔』、『日本の石仏』二三。  
印旛郡役所(編)、一九一三、『千葉県印旛郡誌』。

梅原達治

- 1 一九八四、『北海道の地神塔の儀軌』、『札大教養紀要』二  
五。
- 2 一九八五、『北海道の地神塔の儀軌補遺』、『札大教養紀要』  
二六。

3 一九八五、『埼玉県児玉町内の社日塔』、『札大教養紀要』  
二七。

4 一九八五、『ニセコ町の地神塔』、『北海道の文化』五三。

5 一九八六、『千葉県印旛地方の社日信仰』、『札大教養紀要』  
二八。

大江匡弼、一九六八、『春秋社日醮儀』、滝本誠一(編)、『日本  
経済大典』一七。明治文献。

開成町教育委員会、一九八〇、『開成町の民間信仰』、神奈川県  
足柄下郡開成町教委。

春日政治、一九八五、『西大寺本金光明最勝王經古點の國語学的  
研究』、勉誠社。

金沢 治、一九六七、『藩政と神社』、『徳島県史』四、徳島県。  
川口謙二

- 1 一九七五、『宿なし百神』、東京美術。
- 2 一九八四、『関東地方の民俗信仰』、谷川健一(編)、『日  
本の神々』一一、白水社。

黒田 正、一九八二、『中国山地奥備後農民の神観念』、『日本の



- 石仏』二一。
- 神戸新聞社学芸部、兵庫探検民俗編取材班、一九七三（二刷）、『兵庫探検 民俗編』、神戸新聞社。
- 倉林正次、一九七二、『日本の民俗 埼玉』第一法規。
- 坂田友宏、一九七五、『鳥取県の歳時習俗』、鶴藤鹿忠・他、『中國の歳時習俗』、明玄書房。
- 相模原市教育委員会社会教育課（編）、同教委。
- 1 一九七八、『石仏調査報告書』、『さがみはらの文化財』一三。
  - 2 一九七九、『講及び石仏（庚申塔）調査報告書』、『さがみはらの文化財』一四。
- 佐久間惇一、一九七五、『新潟県の歳時習俗』、藤本良致・他、『北中部の歳時習俗』、明玄書房。
- 坂本正夫、一九七六、『高知県の歳時習俗』、永沢正好・他、『四國の歳時習俗』、明玄書房。
- 島田成矩、一九七九（二刷）、『島根県』、鶴藤鹿忠・他、『中國の民間信仰』、明玄書房。
- 清水長明、一九六五、『相模道神図誌』、波多野書店。
- 直田 昇、一九七三、『群馬県』、日向野 徳久、他、『関東の民間信仰』、明玄書房。
- 鈴木章生、一九八五、『大山山中の石造物と大山信仰』、『日本の石仏』三四。
- 大護八郎
- 1 一九七四、『私の石仏地図手帳』四、木耳社。
  - 2 一九七六（二刷）、『私の石仏地図手帳』二、木耳社。
  - 3 一九八二（二刷）、『石神信仰』、木耳社。
- 竹内利美、一九七四、『日本の民俗 宮城』第一法規。
- 武田久吉、一九四三、『農村の年中行事』、龍星閣。
- 茅ヶ崎市（編）、一九八〇、『茅ヶ崎市史』三。
- 東京大学史料編纂所（編）、一九六二、『大日本史料』三一—一八、東京大学。
- 新冠郷土文化研究会（編）、一九八五、『にいかつぶの石碑・ふるさとの木・記念物』同会。
- 野田三郎、一九七四、『日本の民俗 和歌山』第一法規。
- 橋本鉄男、一九七二、『日本の民俗 滋賀』第一法規。
- 秦野市管理部市史編さん室（編）、（西海賢二・執筆）、一九八二、『丹沢山麓の講集団』、秦野市。
- 服部重蔵、一九八一、『東総の作神祭』、『日本の石仏』一八。
- 服部清道
- 1 一九六九、『藤沢市域の地神塔』、藤沢市教育委員会（編）、『藤沢市文化財調査報告書』五。
  - 2 一九七八（再版）、『板碑概説』、角川書店。
- 兵庫県神職会（編）上、一九三七、下、一九三八、『兵庫県神社誌』、同会。
- 平岩 毅、一九八六、『下総・佐倉藩領の五神名地神塔小考』、『房総の石仏』四。

- 平野栄次、一九七六(三版)、「地神塔」、庚申懇話会(編)、『日本石仏事典』、雄山閣。
- 平山敏治郎(編・校注)、一九六九、「諸国風俗問状答書」、竹内利美、他(編)、『日本庶民生活史料集成』九、三一書房。
- 日向野 徳久、一九七三、「栃木県」、同、他、『関東の民間信仰』、明玄書房。
- 広瀬 孝、清水岩夫、一九七五、「講」と講中——小田原市風祭の例について——、『小田原市郷土文化館研究報告』一一。
- 仏書刊行会(編)、一九七八(覆刻版一刷)、名著普及会。
- 1 『阿婆縛抄』六。
  - 2 『覚禪鈔』六。
- 松村雄介
- 1 一九七七、「藤沢の石仏」、『日本の石仏』三。
  - 2 一九八一、「地神信仰と相模の地神塔」、『日本の石仏』一八。
  - 3 一九八一、「相模の石仏」、木耳社。
  - 4 一九八三、「相模の地神塔・道祖神塔」、大護八郎(編)、『日本の石仏』七、国書刊行会。
- 三浦秀宥、一九七七、『岡山の民間信仰』、日本文教出版。
- 三崎一夫、一九七三、「宮城県」、三浦貞栄治・他、『東北の民間信仰』、明玄書房。
- 森口多里、一九七二(四版)、『日本の民俗 岩手』、第一法規。
- 和田正洲、一九七三、「神奈川県」、日向野安久・他、『関東の民間信仰』、明玄書房。

間信仰』、明玄書房。

和田文夫、一九七二、「福島県の歳時習俗」、三浦貞栄治・他、『東北の歳時習俗』、明玄書房。

正誤表

号	頁	行	誤	正
二七	一一〇八	一〇三	地鎖おろし 神日祭	地鎮おろし 社日祭
二八	六一五	二〇三	五米濱岡きみ子 八日市場市 吉澤政雄氏 妙見神社	五来濱岡きみ子氏 印旛郡八街町 古澤政雄氏 妙見神社

## Areal Difference of the Distribution of the Stone Markers of the Earth Deity

UMEHARA Tatuji

Abstract. The Earth Deity creed had effloresced in the certain geographical areas in Japan and some of them were accompanied with the installation of the stone markers. It seems that the marker distributions indicate their disseminations.

The first way can be seen in the whole Tokushima Prefecture and Awaji Island, a part of Hyōgo Prefecture. In Tokugawa Japan, it was a single province governed by the Hachisuka Family and in the late eighteenth century, Lord Haruaki proclaimed each village to erect its marker probably after the specifications his decree might tell. In Kanagawa Prefecture, we can see the second way, that is, the propagation of the creeds on the population was carried out by the competing denominations with no political powers. We can find the evidences to show their activities of various religious groups engaging in spreading the Earth Deity creed and the markers present miscellaneous features in contrast with the homogeneous one in the former area.

Furthermore, the sovereign power had excuted to disseminate this creed regardless of the concurrent practices of the peasants' beliefs. So, the traditional practices have continued to exist until recent times. Meanwhile, the sects not in power had to seriously consider the creeds in the same category, so almost new creeds borrowed the elements of the traditional practices and had superseded this old roles of the previous creed.

Errata. (J. Fac. Gen. Educ., Sapporo Univ.)

no.	p.	l.	wrong	right
25	92	headline	73—72	73—92
		23	orgin	origin
28	76	18	Prefecure	Prefecture